

写

令和7年11月26日

越谷市長 福田 晃様

越谷市下水道事業運営審議会  
会長 大沢 昌玄



下水道事業の運営について(答申)

令和6年7月1日付け諮問のありました標記の件について、審議を行った結果、別紙のとおり意見がまとまりましたので答申します。



写

# 答申書

越谷市下水道事業運営審議会



## はじめに

下水道は、市街地など都市部に降った雨水を排水することで浸水被害を防止するとともに、家庭や工場、事業所などから排出される汚水を安全かつ効率的に処理し、河川などの水質保全に寄与するなど、地域の生活環境を支える重要な都市基盤です。

越谷市は、利根川水系の中川流域に位置する沖積低地で、平坦な地形に5本の一級河川が流れており、水郷としての特徴を有していることから、市内の雨水の排除と汚水の処理を担う下水道事業は、「水と緑と太陽に恵まれたみんなが活躍する安全・安心・共生都市」の実現に向けて、欠かすことのできない事業です。

しかしながら、老朽化した施設などの更新費用や維持管理費の増加が見込まれるなかで、近年は物価上昇などが進んでおり、更には人口減少などを要因とした処理水量の減少に伴う下水道使用料の減収が見込まれることから、下水道事業の経営環境に置かれた状況は一層厳しいものとなっています。

加えて、災害への備えとして、財政基盤の強化を図る必要があり、不測の支出に対応可能な資金の確保が課題となっています。

これらの課題に真摯に向き合うためには、経営の基本計画である「越谷市下水道事業経営戦略（以下、「経営戦略」）」に基づき、中長期的な視点を踏まえた事業の運営を行う必要がありますが、越谷市においては、令和2年度に経営戦略が策定されていることから、現状を踏まえた改定が求められます。

また、経営戦略に基づき、独立採算の運営を維持し、なおかつ確実に事業を推進するためには、必要な財源の確保が課題となることから、下水道使用者に与える影響に最大限配慮しつつ、下水道使用料の改定を行う必要があります。

当審議会は、このような越谷市の下水道事業運営の現状と課題を中長期的な視点で捉え、諮問事項についてあらゆる角度から慎重に審議を重ねた結果、次のような結論を得ましたので、ここに答申いたします。

## 1. 公共下水道全体計画の変更について

令和7年1月16日付「下水道事業の運営について（中間答申）」のとおり。

## 2. 越谷市下水道事業経営戦略の改定について

越谷市の下水道事業の収入については、将来的な人口減少と節水型機器の普及に伴う有収水量の減少が想定されており、下水道使用料の減収が見込まれる。また、支出については、将来的に、施設を安全かつ継続的に機能させるため、点検調査に要する経費と更新経費が増加することが見込まれる。また、災害への備えとして、耐震化等の経費や、内水氾濫の防止のため、雨水貯留施設等の施設整備の経費の増加も見込まれている。さらに、事業経費については、近年の物価上昇などの影響も勘案する必要がある。

このような厳しい経営環境のなか、将来にわたり安定的に事業を継続するためには、中長期的な経営の基本計画である経営戦略に基づき、効率的かつ合理的な事業運営に努める必要がある。

このたびの経営戦略の改定版では、基本理念として「住民生活における重要かつ基本的なインフラである下水道施設を適切に維持管理し、将来にわたり安定的に下水道サービスを提供することが可能な経営を目指す」ことが掲げられ、施設や事業運営における課題と解決策についても体系的に整理されている。また、将来的な施設や設備の整備を目的とした投資計画においては、越谷市の現状を分析し、中長期的に下水道サービスを継続できるよう、経営の健全化に向けて取り組むこととされている。さらに、計画期間内の収入と支出の全体像をまとめた財政計画では、財政状況の適切な把握・分析を行い、各財源や投資計画を踏まえた具体的な指標を用いた経営目標やロードマップを設定し、健全な事業運営を継続できるよう考慮したものとなっている。

専門的な見地や、市民としての視点で審議を重ね、パブリックコメントの結果を踏まえた上で、慎重に検討した結果、別冊の計画は妥当な内容であると認める。計画には、具体的な目標、施策の進捗管理方法及び収支見込などが示されており、これを基にした今後の事業運営に努められたい。

### 3. 下水道使用料の見直しについて

公営企業の運営については、地方公営企業法第17条の2において「公営企業の経費は、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」と規定されていることから、独立採算が原則であり、一般会計において適切に負担すべきとされている経費を除き、事業に必要な経費をその事業経営に伴う収入で賄い、将来にわたって安定的かつ自立性を持って事業を継続する必要がある。

このたびの経営戦略の改定にあたり、将来的な人口減少や節水型機器の普及に伴う下水道使用料の減収、また、物価上昇や老朽化に伴う施設の更新経費や、防災・減災を目的とした施設の改修等の経費の増加により、令和8年度から令和17年度の計画期間内に、下水道使用料で賄うべき経費に対して、下水道使用料収入が不足する見込みとなったことから、経営改善に向けた取組を実施したうえで、下水道使用料収入が全体で約12%増額されるよう改定が必要とされている。

専門的な見地や、市民としての視点で審議を重ね、慎重に検討した結果、この改定により、経営目標に掲げる指標のうち、「経費回収率」及び「経常収支比率」について、目標値である100%以上の達成が、計画期間内の毎年度で見込めることが、更には、災害等の不測の事態が発生した際に、事業を継続するための十分な運転資金の確保を見込めることがから、改定率の設定は適切であると考える。また、使用料体系については、将来の人口減少や節水型機器の普及に伴う有収水量の減少が見込まれる中で、下水道サービスを維持する必要があることから、固定費に対する基本使用料の割合を引き上げるなど、安定的な使用料体系の構築が必要である。

このため、将来の懸念に対応する使用料体系となるよう配慮するとともに、他団体の使用料体系についても調査を実施し、検討した結果、改定案については別表1のとおりとした。

〔別表1〕

使　用　料　(1か月あたり・税抜)					
用　途	使用水量	現行料金		改定料金	
		基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)
一般用	6m <sup>3</sup> まで	800円	—	1,050円	—
	6m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> まで		110円		110円
	20m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで		120円		120円
	50m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> まで		132円		132円
	200m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで		142円		142円
	500m <sup>3</sup> を 超える分		150円		150円
公衆浴場用	1m <sup>3</sup> につき	49円		49円	

## 【改定の内容】

## ① 全般

用途は、「一般用」と「公衆浴場用」を維持する。

「一般用」については、「基本料金」及び「超過料金」の区分を維持する。

## ② 一般用

基本料金（税抜）については、月額料金を「800円」から「1,050円」に改定し、  
使用水量の区分及び超過料金については、現行を維持する。

## ③ 公衆浴場用

現行を維持する。

## 付帯意見

### （1）越谷市下水道事業経営戦略の改定について

経営戦略に掲げる施策については、毎年度の実績に係る評価及び検証を行ったうえで公表することにより、下水道事業の経営状況に係る市民の理解度の向上を図るとともに、計画が確実に推進されるよう努められたい。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震に伴う非耐震下水道管への甚大な被害や、令和7年1月に発生した埼玉県中川流域下水道の下水道管に起因する道路陥没事故など、近年、下水道施設を要因とした重大な事案が発生しており、計画では想定し得ない状況が発生する可能性があることから、不測の事態に備えた体制の構築にも努められたい。

### （2）下水道使用料の見直しについて

近年、物価上昇が続いているなか、下水道使用料を改定することは市民生活に大きく影響する。このため、市民をはじめとした下水道使用者に対して、分かりやすい説明を行い、十分な理解が得られるような周知方法の工夫と周知期間の確保に努められたい。

## 越谷市下水道事業運営審議会委員名簿

職	氏 名	選 出 団 体 等
会 長	大 沢 昌 玄	日本大学教授
副会長	深 井 晃	越谷市自治会連合会
委 員	浅 野 要 二	関東信越税理士会越谷支部
委 員	下 田 正 樹	下田建設行政事務所代表
委 員	古 屋 秀 樹	東洋大学教授
委 員	宮 下 智 之	埼玉弁護士会越谷支部
委 員	小 松 幸 彦	越谷市環境審議会
委 員	佐 藤 勝	越谷市民生委員・児童委員協議会
委 員	中 村 千代子	越谷市立消費生活研究会
委 員	平 野 慎 也	越谷市商工会議所
委 員	小 島 清 子	公募による市民